

令和 4 年度

枚方市包括外部監査結果報告書
【概要版】

〔 委託料に係る財務事務の執行について 〕

令和 4 年 12 月

枚方市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	4
8. 補助者	4
9. 利害関係	4
第 2 監査対象の概要	5
1. 委託業務の概要	5
(1) 地方公共団体における民間委託の必要性	5
(2) 地方公共団体における民間委託の留意点	5
(3) 委託業務の概要	6
(4) 委託契約の概要	6
2. 枚方市における委託業務	7
(1) 枚方市における民間委託に係る取組	7
(2) 枚方市における委託料の推移	8
(3) 枚方市における委託業務に係る契約事務	8
3. 監査対象の選定	10
(1) 監査対象部署の選定	10
(2) アンケート調査の実施	11
第 3 監査の結果及び意見	14
1. 監査の結果及び意見の総括	14
2. 監査の結果及び意見の概要	15
(1) 共通的事項（主に契約課）	15
(2) 市長公室広報プロモーション課	18
(3) 総合政策部DX推進課（旧：ICT戦略課）	21
(4) 市民生活部市民室	23
(5) 総務部総務管理室	24
(6) 健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課（旧：障害福祉担当）	25
(7) 環境部循環型社会推進室東部資源循環センター （旧：施設管理室東部清掃工場担当）	26
(8) 都市整備部施設整備室	28
(9) 土木部みち・みどり室	30
(10) 総合教育部おいしい給食課	33
(11) 学校教育部学校教育室教育研修課（旧：教育研修担当）	35

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、枚方市が公表している資料、又は、所管課（室）から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

委託料に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

枚方市における普通会計部門の常勤職員数は、中核市への移行に伴う事務権限の移譲などによる増加は見られるものの、ピーク時であった平成 7 年度の 2,881 人から令和 3 年度には 2,099 人にまで減少している。この常勤職員数の減少は、行政サービスの多様化や働き方の変化に伴う常勤職員以外の者の活用等もあるが、事務事業の外部委託化の推進も大きく影響しているものと思われる。実際、一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）における委託料の執行額を見ると、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対応という特殊要因による増加が含まれるとはいえ、平成 24 年度の 13,739 百万円から令和 3 年度には 24,759 百万円となり、この 10 年間で 11,020 百万円も増加している。

さらに、枚方市における令和 2 年度から令和 5 年度までの行政改革の方向性を示す「行財政改革プラン 2020」においても「民間活力の活用や協働を推進する」との基本方針が掲げられており、今後、以前にも増して事務事業の外部委託化が進む可能性が高いと考えられる。

外部委託は、経費削減やサービスの向上を図る有効な手段となりうるが、受託者の行為を適切に統制するマネジメント能力が必要となり、枚方市が自ら直接行う事務事業とは異なった管理手法が必要となる。枚方市としては、外部委託化の拡大により、これまで組織内に蓄積していたノウハウが継承されなくなる可能性もある中、このようなマネジメント能力を発揮していかななくてはならない。また、ある委託業務を担う事業者が少数である場合には、委託金額が高止まりしたり、事業者の撤退により当該事業の継続が危ぶまれる状況となったりする可能性もある。

委託料の執行は全庁的に行われている事務であるため、上記のような認識を踏まえ、第三者の立場から、当該事務の執行が関係法令等に基づき適正になされているか、また、その手続について経済性、効率性及び有効性の観点から改善すべき事項はないか等について、全庁横断的に検証することは有用であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和3年度

(必要に応じて令和2年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

【契約事務の適正性】

仕様書	業務内容を簡潔かつ明瞭に記載しているか。
	前例踏襲で仕様内容を決定していることはないか。
	特定の者しか対応できないような過度に限定された仕様を盛り込んでいることはないか。
	監督や検査の方法を仕様書に記載しているか。
予定価格	予定価格調書を作成しているか。
	予定価格は適正な積算根拠をもとに算定しているか。
契約方式の選択	契約方式(制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約(見積合せ等)の選択は適切に行われているか。
	指名業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていることはないか。
	随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けた改善について検討しているか。
	正当な理由なく契約を分割し、少額随意契約によっているものはないか。
	正当な理由なく変更契約を締結しているものはないか。
入札	入札事務の執行は枚方市契約規則等に準拠して適切に行われているか。
情報管理	公表前の入札に関する情報の漏洩を防止するための措置が講じられているか。
契約締結	契約書には枚方市契約規則に規定する必要事項を漏れなく記載しているか。
	委託業務の内容に即して、情報セキュリティや個人情報保護に係る特記仕様書など、必要な事項を契約条項に盛り込んでいるか。
	枚方市契約規則及び契約規程の要件を満たしていないにもかかわらず、契約書又は請書の作成を省略していないか。
履行確認	契約書及び仕様書等をもとに契約内容が適切に履行されたことを確認しているか。
	再委託が行われている場合の承諾手続は適切に行われているか。
支出	請求書受領後、速やかに支払を行っているか。

【委託事業の経済性・効率性・有効性】

・事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
・事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
・事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
・経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事実は見当たらないか。
・委託費の無理な削減が受託者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
・直営ではなく、委託でなければならない理由に合理性はあるのか。
・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
・他の事業との重複や無理な細分化はないか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

【監査対象事業の概要把握】

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

【関連資料の閲覧と所管課に対する質問】

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、受託者に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管課に対し質問を実施している。

【現地又は現物の視察】

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の実施状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

【監査報告書の作成】

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

6. 監査対象部署

総務部契約課及び各委託業務所管課を対象とした。

ただし、公営企業会計を除く。

7. 監査の実施期間

令和4年6月29日から令和4年12月26日まで

8. 補助者

公認会計士 金 志煥

公認会計士 道幸尚志

公認会計士 中川美雪

公認会計士 野田敏男

弁 護 士 福岡智彦

公認会計士 脇山侑典

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 委託業務の概要

(1) 地方公共団体における民間委託の必要性

公共サービスの担い手がいかにあるべきかについては、その時代背景が密接に関わっている。

すなわち、かつての高度経済成長期には、税収の増大とともに、市民からの公共サービスの拡充に向けた要望も高まりを見せたことに対応し、行政において自ら直接事業を実施する形態（直営方式）やいわゆる外郭団体を設置してサービスを実施する形態によりサービスの拡充が図られてきた。

しかし、その後、経済が低成長となり、税収が伸び悩む時代に入ると、従来の方式でサービスを拡充し続けることは困難となったが、一方で、少子高齢化時代の到来を背景に、公共サービスに対する市民のニーズは、ますます多様化、高度化することとなった。

また、人口減少や少子高齢化の進展に起因する労働力人口の減少に伴い、今後、多様化、高度化する市民のニーズに対応しうる優秀な職員を確保することが困難になる可能性もある。

このような背景のもと、全国の地方公共団体において、行財政改革への取組が必須となり、公共サービスの見直しの一環として、「民間委託の拡大」が行われているところである。

そもそも、公共サービスの提供主体は、必ずしも行政に限られるものではない。例えば、電気、ガス、公共交通などのように民間により担われるものもあり、公共サービスの提供の担い手となりうる市民公益団体や地域の団体等も存在している。

今後の地方公共団体においては、従来行政が担ってきた公共サービスについても、真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、積極的に、市民公益団体、地域の団体等や民間事業者に委託する、あるいは、PFIなどの官民協働のための取組を行うといったことが重要かつ必要な対応になっている。

(2) 地方公共団体における民間委託の留意点

このように、「民間委託の拡大」は今日の時代背景からすると、不可避的な流れといえるが、単にどのような主体が公共サービスを担うのかという観点だけでなく、いかにして、公共サービスの質の確保につなげていくのかという観点が重視されるべきである。

この点、事業を民間事業者等に委託する理由の一つとして、コスト削減による経済性の確保を追求することが挙げられるが、これは、事業の目的が想定どおりに達成されることが大前提となる。

例えば、近隣市において発生した、受託者における業務の実施体制が整わなかったために学校給食の配送の中止を余儀なくされた事例や、受託者における個人情報紛失の事例は記憶に新しいところである。

これらの事例を鑑みると、公共サービスの質の確保のため、民間委託による場合、第三者である受託者の状況を適切に把握したり、その行為を適正に統制したりするなど、直営方式による場合とは異なったマネジメント能力を発揮する必要があることに留意すべきである。

(3) 委託業務の概要

委託業務とは、経済合理性や政策目的の追求のために、行政の内部事務や公共サービスを行政の外部の民間事業者等に委託するものである。

国や地方公共団体は、事務事業を直接処理せず、監督権等の行政責任を果たす上で必要な権限を留保した上で、民間事業者等に委託することとなる。

また、その他にも、一般廃棄物の収集・運搬・処分等の委託などのように、個別法の枠組みで実施されるものや、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）など特別な法的枠組みもある。

(4) 委託契約の概要

① 契約とは

契約とは、一定の法律効果の発生を目的とする 2 個以上の相対する意思表示の合致により成立する法律行為をいい、地方公共団体を当事者とする契約は、公法上の契約と私法上の契約に区分される。

このうち、私法上の契約とは、地方公共団体が私人と同じように事務用品を買ったり、土地を貸借したりするなど、私法的効果の発生を目的とする契約のことであり、委託契約は私法上の契約に当たる。

民法上の契約類型としては、委託契約というものはないが、委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約（民法第 632 条）や準委任契約（民法第 656 条）に当たる。

契約の手続については、地方自治法第 9 章「財務」第 6 節「契約」に詳細に規定されている。

② 契約の方法

地方公共団体における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている。このうち一般競争入札が原則的な契約方法であり（地方自治法第 234 条第 1 項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める一定の要件に該当する場合に限って認められる方法である（同条第 2 項）。

なお、せり売りとは、買受者が口頭をもって価格の競争を行う方法（いわゆる競売）であるが、この方法を採用できるのは動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合のみであるため、委託契約においては採用されるものではない。

③ 入札と随意契約

入札とは、契約の内容について複数の者を競争させ、そのうち最も有利な内容を提供する者を相手方として契約しようとする場合において、競争に参加する者に価格その他の条件を表示させることをいう。

また、随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法をいう。

随意契約は、入札よりも事務手続が簡易であり、事務負担の軽減や効率化を図り、特定の能力や信用のある業者を任意に選ぶことができる長所がある反面、相手方の選択に偏りが生じ、不利な条件で契約を締結するおそれがある等の短所があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び枚方市契約規則第 19 条の 2 に基づき、適用できる場合が限定されている。また、随意契約を締結しようとするときは、契約の性質又は目的により契約の相手方を 1 人に特定せざるを得ない場合などを除き、2 人以上から見積りを徴するものとされている（枚方市契約規則第 19 条第 3 項）。

2. 枚方市における委託業務

(1) 枚方市における民間委託に係る取組

枚方市では、平成 8 年に「行政改革大綱」を策定して以降、様々な事務事業において民間事業者等への業務委託を進めており、令和 2 年度から令和 5 年度までの行政改革の方向性を示す「行財政改革プラン 2020」では、基本方針 5 として、「民間活力の活用や協働を推進する～市民・事業者など様々な主体との連携・協力の推進～」が掲げられている。

【「行財政改革プラン 2020」（抜粋）】

基本方針 5

民間活力の活用や協働を推進する～市民・事業者など様々な主体との連携・協力の推進～

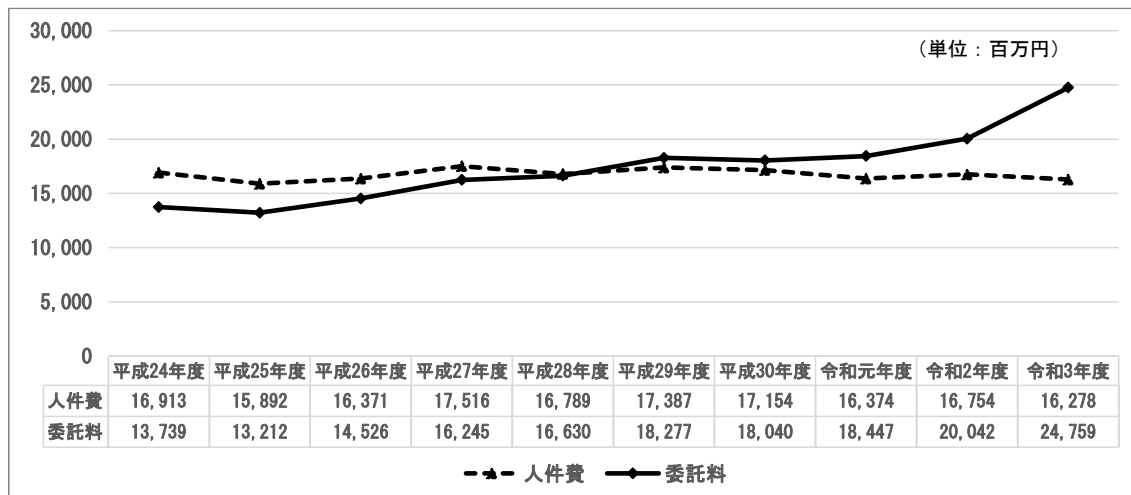
今後も市として必要な施策・事業を実施し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、本市に関わる多くの人々がそれぞれの役割をしっかりと踏まえ、力を結集し、強みを生かすことで、施策展開の最適化を図ることが重要です。

基本方針 5 では、市民への情報発信の推進や指定管理者制度の拡大など、これまで以上に、民間の持つノウハウや知見を活用した事業の拡大や、地域と協力し地域防災力向上をめざした取り組みを行います。また、包括連携協定に基づく活動の推進やシティプロモーション推進プラットフォームの活用など、市民や市民団体、事業者等、様々な主体との連携・協力の可能性を探りながら、取り組みを推進します。

(2) 枚方市における委託料の推移

【図 1】は、枚方市における一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の人件費及び委託料の執行額の推移を示したものである。

【図 1】 人件費及び委託料の推移



- (注) 1. 一般会計及び特別会計（国民健康保険、土地取得、自動車駐車場、財産区、介護保険、後期高齢者医療及び母子父子寡婦福祉資金貸付金）の合計額を示している。
2. 人件費は、給料及び職員手当等の合計である。

【図 1】を見ると、令和 3 年度において、新型コロナウイルスワクチン接種関連の業務委託が発生していることにより、委託料が大幅に増加しているが、そのような特殊要因を除いても漸増傾向にある反面、人件費は漸減傾向にあることがわかる。このことから、枚方市における行政サービスの担い手の外部化が進んでいることがうかがわれる。

(3) 枚方市における委託業務に係る契約事務

① 契約課の事務分掌と委託業務所管課との分担

枚方市事務分掌規則は、契約課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 契約事務の総括に関すること。
- (2) 工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。
- (3) 物品の売買及び賃借契約に関すること。

契約課の事務分掌のうち、(2)において、「業務委託契約に関すること」が掲げられているが、具体的な事務については、次のとおり、契約課と委託業務所管課において分担して行われている。

ア) 契約締結までの分担

委託契約の契約事務（入札又は見積合せ）は、原則として、契約課において行われることとなっているが、契約の相手方があらかじめ特定されている契約（工事の請負契約に係るものを除く。）に係る契約締結については、契約課による承認を受けた後、各所管課において契約事務が行われている。

この取扱い、令和 3 年度より開始しており、各所管課において契約事務を行う件数が、令和 2 年度以前と比較して大幅に増加することとなった。

随意契約について各所管課において契約締結の事務を行う場合も、契約課において随意契約理由を確認する取扱いとしている点は枚方市の特徴といえる。

一方、契約課において契約事務が行われる場合には、各所管課は、委託契約手続依頼書に事業の執行に係る回議書、設計書、設計図書、前年度の契約書、参考見積の写しなどを添付し、契約課に手続を依頼することになっている。

また、入札を行おうとする場合には、予定価格を定めるものとされており（枚方市契約規則第 30 条）、随意契約により契約を締結しようとするときにおいても、原則として予定価格を定める必要があるが（枚方市契約規則第 19 条第 1 項、第 2 項）、各所管課が予定価格の設定に当たって、参考見積を必要とする場合がある。その際、参考見積を徴取するための業者の選定についても、各所管課から契約課に対して依頼することになっており、各所管課からの依頼を受け、契約課では、3 者程度の参考見積業者を選定している。

イ) 契約締結後、業務完了までの分担

契約締結後、委託業務が開始されると、各所管課と受託者が直接、連絡・調整を行うことになり、業務完了時の履行確認についても、各所管課において行っている。

各所管課が受託者から受け取った業務完了届等については、控えを契約課に提出することになっているが、各所管課における具体的な履行確認の手続について、契約課における確認が行われているわけではない。

② 契約締結及び契約保証金の納付

契約課における入札（随意契約の場合には見積合せ）により、又は各所管課において受託者が決定した場合、当該業者と契約を締結することになるが、その際の契約書に添付される約款については、原則として、契約課が作成し、枚方市のホームページに掲載された所定のものを使用することとされている。

また、枚方市契約規則第 42 条の規定により、委託契約の場合、契約金額の 100 分の 5 に相当する以上の額の契約保証金を納付させるものとされているが、契約相手方が同規則第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがあるとされている。

3. 監査対象の選定

(1) 監査対象部署の選定

今回の包括外部監査の実施に先立ち、個別検証の対象とする業務委託契約を抽出する方法を検討したが、枚方市では、契約課及び各所管課のそれぞれで契約事務が行われた委託契約を網羅したリストは作成されていなかった。

このため、財務会計システムにおける委託料の執行データ及び契約課において契約事務が行われた契約のうち、契約金額が 500 万円以上の契約のリストを入手し、その件数、金額を勘案するとともに、過去 5 年間の包括外部監査の対象となった部署を除外するなどして、契約課のほか、【表 1】の監査対象部署を抽出した。

【表 1】 監査対象部署

令和 3 年度名称	令和 4 年度名称
市長公室 広報プロモーション課	広報プロモーション課
総合政策部 I C T 戦略課	D X 推進課
市民生活部 市民室 総務・地域サービス担当 市民室 戸籍・住基担当	地域サービス課 市民課
総務部 総務管理室 総務管理担当 総務管理室 財産管理担当	総務管理課 財産管理課
健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当	障害企画課 障害支援課
環境部 施設管理室 東部清掃工場担当	循環型社会推進室 東部資源循環センター
都市整備部 施設整備室 総務・計画担当 施設整備室 建築担当 施設整備室 設備担当 施設整備室 管理担当	施設計画課 建築課 設備課 施設管理課
土木部 みち・みどり室 維持緑化担当 みち・みどり室 整備管理担当	道路公園管理課 維持補修課 工事委託課
総合教育部 おいしい給食課	おいしい給食課
学校教育部 学校教育室 教育研修担当	教育研修課

(2) アンケート調査の実施

① アンケート調査の概要

個別の委託契約について検証を行う対象とする部署については、(1)において記載した方法により選定することとしたが、枚方市における委託料の執行の状況を俯瞰するために、個別の委託契約の検証と並行して、令和3年度中に契約を締結した委託契約について、全庁的にアンケート調査を実施することとした。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のため、業務が繁忙となっている健康福祉部保健所保健医療課及び保健予防課については、調査の対象から除外することとした。

この結果、951件の契約について回答を得たが、単価契約のうち、予定総額（契約単価×予定数量）についての回答が得られなかった129件については、集計の対象に含めていない。（集計の対象に含めていない契約の主なものには、新型コロナウイルスワクチン接種関連の業務委託や私立保育所保育に対する保育委託料などがある。）

このため、本アンケート調査の集計結果は、枚方市における委託料の執行を網羅したものとはいえないが、枚方市における委託料の執行について、全般的な傾向を把握するためには有用であると考ええる。

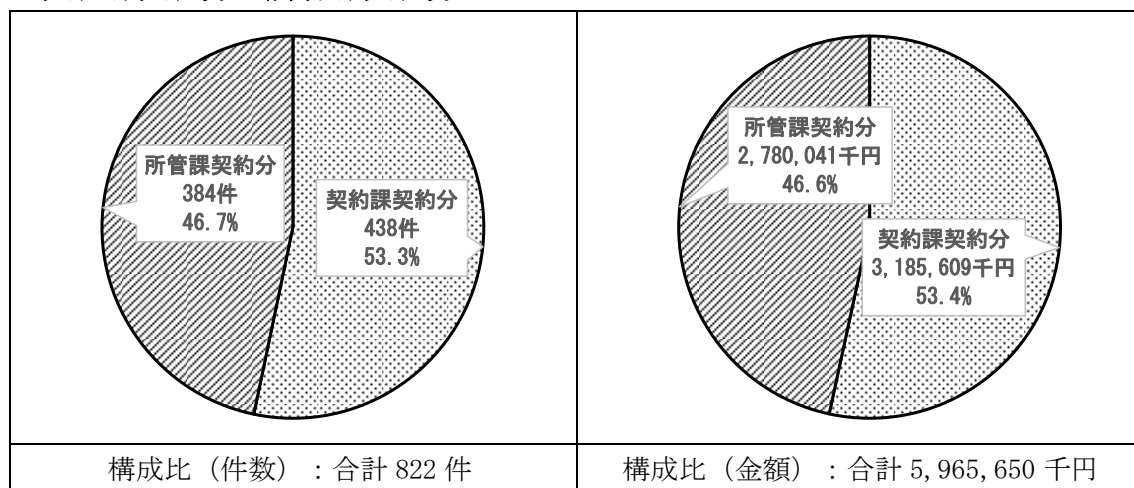
なお、アンケート調査の集計は、各部署からの回答をもとに集計したものであり、回答内容の正確性、信憑性についての確認は行っていない。

② アンケート調査の総括

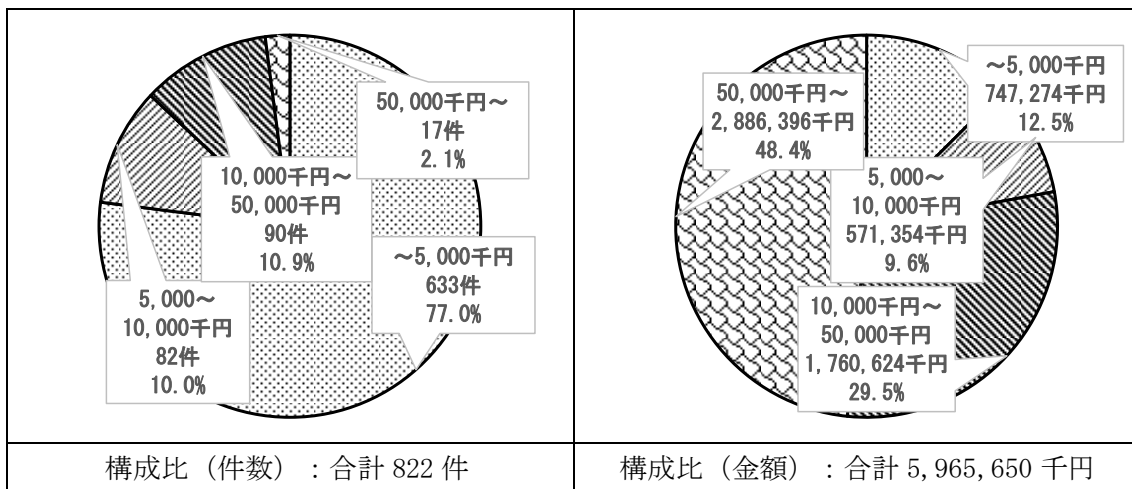
アンケート調査の集計結果の概要を示すと、【図2】のとおりである。

なお、集計結果の分析については、報告書（本編）の20ページから26ページまでを参照されたい。

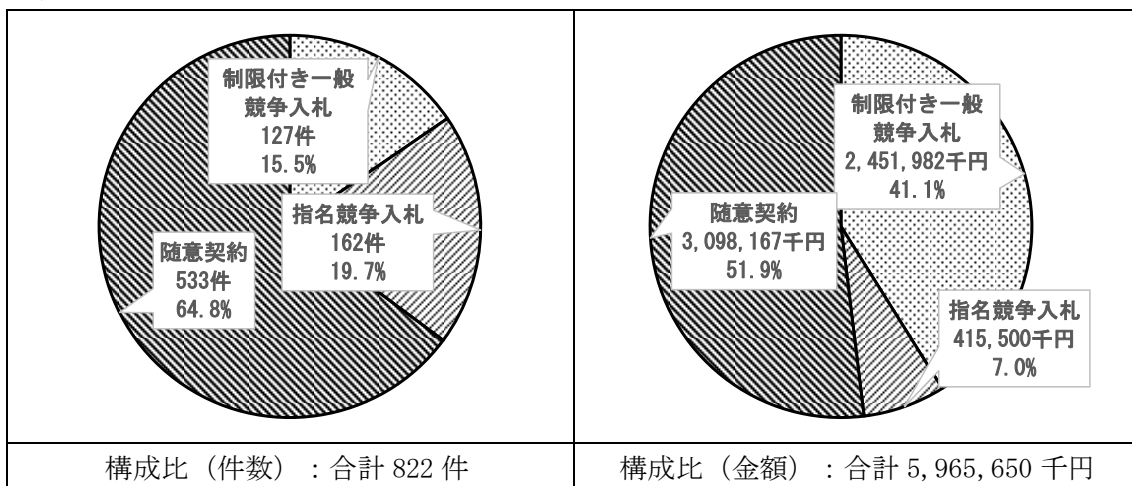
【図2】委託契約に係るアンケートの集計結果
＜契約課契約分と所管課契約分＞



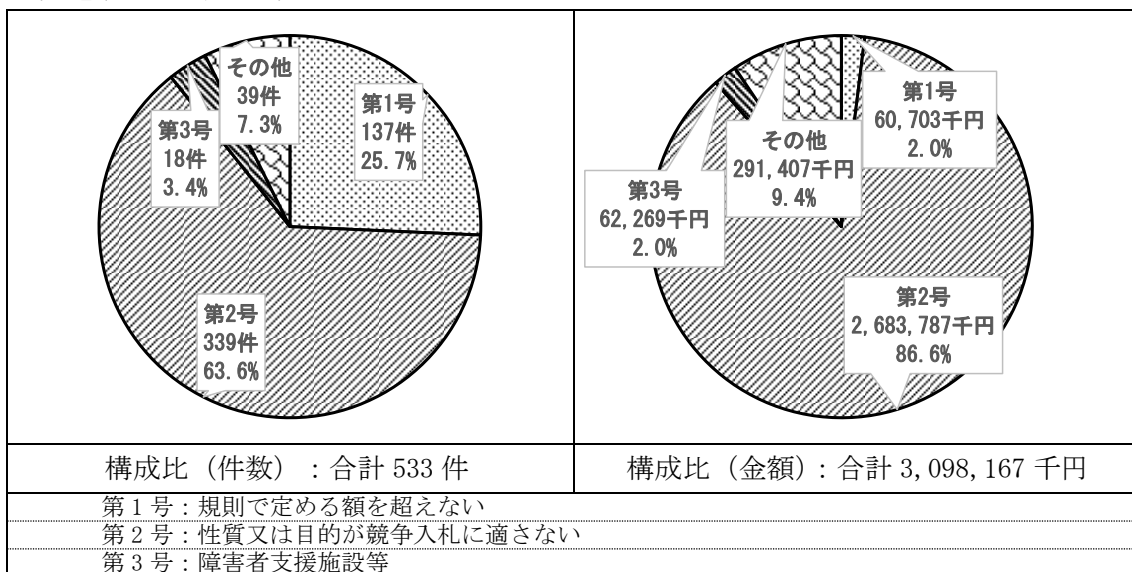
< 契約金額 >



< 契約形態 >



< 随意契約の根拠条項 >

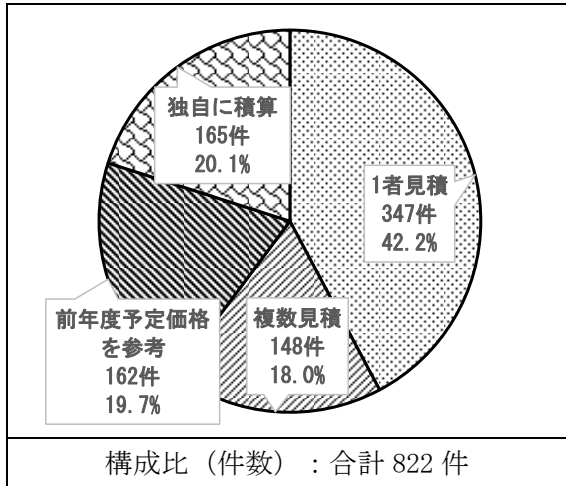


第1号：規則で定める額を超えない

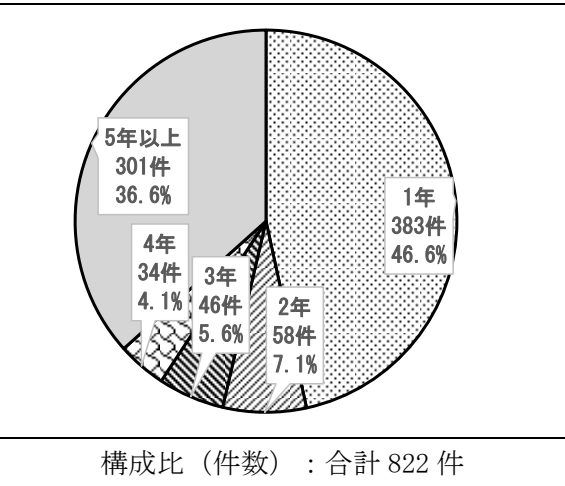
第2号：性質又は目的が競争入札に適さない

第3号：障害者支援施設等

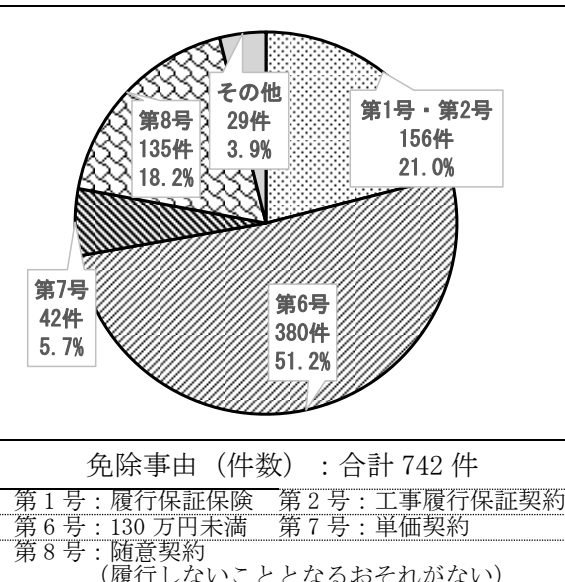
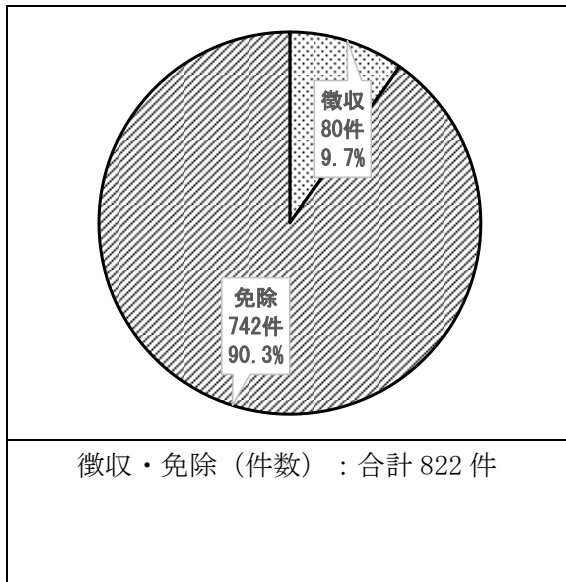
< 予定価格の積算方法 >



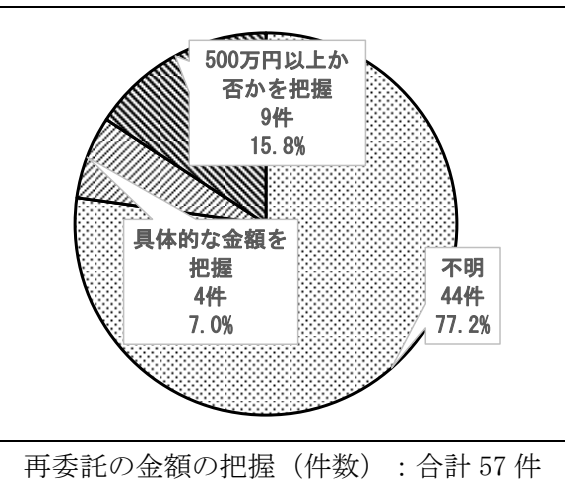
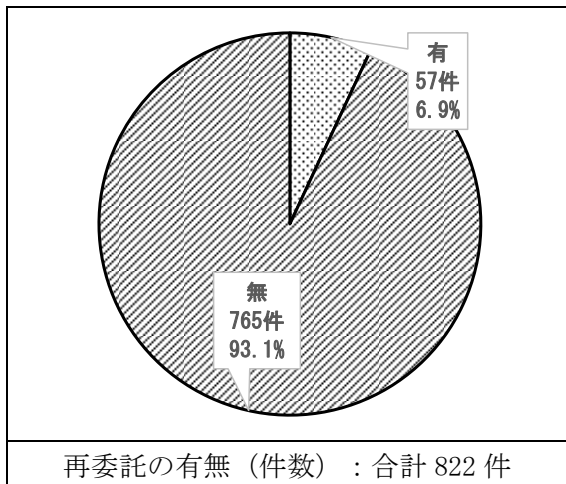
< 継続契約年数 >



< 契約保証金の徴収・免除 >



< 再委託の状況 >



第3 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は【表2】のとおりである。

【表2】 監査の結果及び意見の集計

(単位：件)

区分	監査の結果	意見	合計
(1) 共通的事項（主に契約課）	—	15	15
(2) 広報プロモーション課	4	12	16
(3) D X推進課	5	6	11
(4) 市民室	5	2	7
(5) 総務管理室	5	2	7
(6) 障害企画課及び障害支援課	2	7	9
(7) 東部資源循環センター	7	2	9
(8) 施設整備室	2	6	8
(9) みち・みどり室	5	10	15
(10) おいしい給食課	4	8	12
(11) 教育研修課	1	4	5
合計	40	74	114

(注) 所管課の名称は、令和4年度のものである。

2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

(1) 共通的事項（主に契約課）

契約事務マニュアルの整備の必要性について【意見 1】 ○契約課において庁内ネットワークの「ファイル管理」に各種資料（契約事務に使用する書式や研修資料）を掲載しているものの、契約事務の全体像を示すマニュアル等が作成されていないため、所管課にとって、こういった局面でどの資料を確認すればよいのか、把握するのが困難な状況となっている。 ○このような課題については、契約課においても認識しており、今年度中に契約事務マニュアルを作成する予定とのことであるが、以下で述べる主に契約課において対応すべきと思われる課題への対応方針を決定した上で、作成を予定している契約事務マニュアルに集約し、全庁的に周知を図る必要がある。	本編 P43
受託者への指示等に使用する書式の整備について【意見 2】 ○約款において、「指示等及び協議の書面主義」についての規定が置かれているが、指示等を行うための書式について、全庁的に統一的なものが整備されていないため、書面による指示等の必要性についての認識が浸透しておらず、受託者への指示等を口頭のみとしているものが多く見受けられた。 ○再委託承諾の通知、監督職員の通知、検査結果の通知など、多くの契約において共通的に発生すると思われる指示等については、契約課において、統一的な書式を整備する必要がある。	本編 P43
受託者から提出を求める書類の整理について【意見 3】 < 契約金額内訳表及び工程表 > ○契約後すみやかに提出を求めている書類のうち、契約金額内訳表及び工程表について提出されていないものが多く見受けられたが、全ての契約において提出を求めるのか、業務の性質によって提出を求める契約を限定するのか、改めて検討する必要がある。 < 提出書類の作成部数 > ○受託者に複数部の作成を求めている書類について、作成部数を設定した際に前提としていた事務処理の流れが、時間の経過より妥当しなくなっているため、改めて提出書類の作成部数を複数とする必要があるのか、検討する必要がある。 ○特に、請求書については、原本が 3 部提出されているものが見受けられたが、請求書の原本が複数存在することにより、意図的に、あるいは誤って二重に支払うといった事態が発生することも否定できない。よって、請求書の原本の提出は 1 部のみとする運用を徹底する必要がある。	本編 P44

約款における契約保証金の免除に係る規定について【意見 4】	本編 P47
○約款と枚方市契約規則の契約保証金の免除の規定を比較すると、約款の規定では、枚方市契約規則において「納付」と整理されるものと「免除」と整理されるものが混在している。 ○契約保証金を免除する場合、業務委託契約書の鑑には、枚方市契約規則の該当号数を記載していることを鑑みると、約款の契約保証金の規定について、枚方市契約規則の規定を参照する形で整理することにより、よりわかりやすいものとするができることと考える。	
契約規則第 43 条第 1 項第 8 号を適用する場合の契約保証金免除申請について【意見 5】	本編 P49
○枚方市契約規則第 43 条第 1 項は、「免除することがある」との規定であり、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、同項第 8 号（随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）を適用する場合にも、受託者からの申請に基づき、所管課において決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。	
再委託の承諾のあり方について【意見 6】	本編 P50
<約款の規定の統一化> ○再委託の承諾に係る約款の規定について、測量設計、建築設計 B 及び業務委託における規定の内容が異なっているため、最も詳細に規定されている測量設計の約款に他の約款の規定を合わせる形で改正する必要がある。 <再委託に関するガイドラインの策定> ○再委託を禁止する「主たる部分」や再委託の承諾を要しない「軽微な部分」を仕様書等において明示するための考え方や再委託を禁止する金額基準などを明示したガイドラインを策定する必要がある。 <再委託承諾申請書の様式> ○再委託の承諾申請において使用している「下請負（委任）承諾申請書」には、再委託の金額について暴力団排除条例に基づく誓約書の徴収の基準となる 500 万円未満か 500 万円以上かを選択する形式となっているが、再委託金額を具体的に記載させるとともに、事後的に、契約書を提出させるなどして、実際の再委託の内容を確認する仕組みを構築する必要がある。 ○受託者に対する再委託の承諾について、口頭による通知のみとなっていることが多くみられたため、「下請負（委任）承諾申請書」に、枚方市による承諾の通知を記載する箇所を追加し、所管課における記録や書面による承諾の通知に使用することが考えられる。	
暴力団排除の誓約書の範囲拡大について【意見 7】	本編 P54
○受託者は再委託を行う場合、再委託金額が 500 万円未満の場合を除き、再委託先から枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書を徴収して、枚方市に提出しなければならないこととされているが、500 万円未満であれば排除されないという訳ではないため、改めて 500 万円という基準を採用することの妥当性を検討することが望ましい。	

単価契約を随意契約（第２号）とすることの妥当性について【意見 8】	本編 P54
○「枚方市随意契約事務処理要綱」においては、「総数量の定めがなく、単価を主とする基本的事項を定めたにすぎない単価契約をする場合」を随意契約（第２号）に該当するものとしている。 ○しかし、第２号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合など、契約相手方の唯一性が求められることになり、総数量の定めがない単価契約が、全てこの要件に該当すると考えるのは無理がある。 ○単価契約については、原則として、予定単価に予定数量を乗じた金額に基づき、随意契約（第１号：少額随意契約）に該当するかどうかを判定するとともに、契約相手方に唯一性が認められる場合のみ随意契約（第２号）に該当するものとし、随意契約に該当しない場合には、入札の手続を行うべきである。	
受託者様式による契約書の条項の検証について【意見 9】	本編 P55
○約款の規定はかなり詳細なものであり、約款を使用すれば、枚方市契約規則第 38 条第 1 項に契約書の記載事項として規定された 11 項目が網羅的に規定されることとなるが、約款ではなく、受託者様式による契約書を使用する場合には、これらの項目の一部が脱漏してしまう可能性がある。 ○各所管課において契約条項の意味や必要性を十分に認識した上で、受託者との協議に当たることが可能となるよう、契約課において、受託者様式による契約書を使用する場合のチェックリストを作成し、各所管課に提供する必要がある。	
仕様書等の契約書との一体化（袋綴じ）について【意見 10】	本編 P57
○約款には、契約書と仕様書は別冊で存在することを前提とした規定が置かれているが、仕様書は、委託業務の具体的な内容を定めるものであり、契約書の一部を構成するものであることから、袋綴じその他の方法により契約書と一体化しておくことが望ましいと考える。 ○枚方市では、令和 4 年 10 月以降、順次、電子契約を導入しているが、電子契約による場合、契約書のデータに加えて、仕様書のデータについてもシステムにアップロードすることが可能とのことであるから、今後は、電子契約のシステム上、契約書と仕様書を一体のものとして管理し、枚方市と受託者の間でその内容を共有する仕組みを構築すべきである。	
個人情報の特記仕様書の添付の基準について【意見 11】	本編 P57
○コンプライアンス推進課によると、個人情報の保護に関する特記仕様書（以下「個人情報仕様書」という。）の添付の要否の判断基準となる「保有個人情報」には、受託者が収集する個人情報も含むと解釈されるとのことであるが、枚方市が保有する個人情報を受託者に提供する場合に限定されると理解していた事例が見受けられた。 ○受託者が自ら収集する個人情報であったとしても、万一、流出事案が発生した場合の影響は甚大なものとなる可能性が否定できないため、コンプライアンス推進課において、改めて判断基準を各所管課に周知し、運用の統一化を図る必要がある。	

部分払の履行確認において提出を求める書類について【意見 12】	本編 P58
○警備業務や清掃業務などにおいて、部分払により毎月委託料を支払う場合があるが、約款において、毎月委託料を支払う場合において、どのような書類の提出を求め、監督職員や検査職員においてどのような履行確認を行うか、明確に記載されていない。 ○毎月委託料を支払う内容の業務委託については、その都度、月次業務完了届を提出すべきことを規定し、月次業務完了届についても、通常の完了届と同様に、検査職員による検査等の手続を実施した上で、委託料を支払うことが考えられる。	
業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について【意見 13】	本編 P59
○枚方市では、工事請負契約に関しては、請負工事監督規程及び請負工事検査規程が策定されているが、業務委託の監督及び検査に係る規程は策定されていない。 ○契約課において、業務委託に共通して求められる手続や作成すべき書式を示す規程やチェックリストを整備し、各業務委託において固有の事項については、所管課において個別のチェックリストを作成するなどして、監督及び検査の状況を記録として残すことにより、どの業務委託においても、一定水準の履行確認を実施していることを事後的に検証可能な体制を整備する必要がある。	
契約事務の公平性と委託業務の質の確保の両立について【意見 14】	本編 P59
○地方公共団体の契約においては、競争性、透明性、経済性の確保が求められることから、一般競争入札によることが原則とされているが、個別検証の対象とした一般競争入札による契約の中には、委託業務の質が十分に確保されていないと思われるものが見受けられた。 ○各所管課において業務の特性や想定しうる入札参加要件を検討した上で、契約課と協議し、適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するための方策を検討する必要がある。	
ホームページにおける随意契約（第 2 号）の概要の公表について【意見 15】	本編 P59
○枚方市においては、随意契約については、金額にかかわらず、随意契約理由書を行政資料コーナーに配架することとしているが、他市で見られるような、ホームページにおける随意契約の理由等の公表は行っていない。 ○今後、随意契約の理由について各所管課が責任をもって記載できるようにした上で、随意契約（第 2 号）の概要をホームページにおいて公表することを検討されたい。	

(2) 市長公室広報プロモーション課

枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務	
受託者様式による契約条項の検証について【意見 16】	本編 P63
○本契約においては、受託者が作成した契約書を使用しており、契約保証金や監督及び検査についての条項が置かれていなかった。また、個人情報取扱特記事項についても、コンプライアンス推進課が参考例として示している仕様書とは異なるものである。	

○契約条項は、委託者である枚方市と受託者との間の協議により、約款とは異なる内容で合意することはあり得るが、受託者の様式を安易に受け入れるのではなく、必要な事項が漏れなく記載されているか、約款の取扱いと異なる場合には合理的な理由があるかについて、十分に検証しておく必要がある。	
委託内容や契約金額の不断の見直しについて【意見 17】	本編 P63
○平成 30 年度包括外部監査における意見等を踏まえ、必ずしも、委託料の引き下げにはつながるとは限らないものの、委託する事務の範囲や委託料率が適正な水準にあるか否か、また、現受託者が他の事業者と比較して依然として優位性があるか否かについて、他の地方公共団体の動向を調査するなど、今後も継続的に検証する必要がある。	
令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託	
再委託の承諾について【監査の結果 1】	本編 P65
○本業務の仕様書には再委託を一般的に禁止する規定が置かれているが、実際には、受託者は年度当初から再委託を行っており、その承諾申請の手続も遅れていたことは適切とはいえない。	
請書の取扱いについて【意見 18】	本編 P66
○本業務では、毎月、受託者から配布部数が記載された請書の提出を受けているが、配布部数は配布が全て完了した時点で初めて把握できるものであるため、配布完了後に、遡及して請書が作成されていることになる。 ○令和 3 年 10 月に枚方市契約規程における請書の提出に係る規定が改正され、また、受託者が請書を作成するに当たっては、印紙税の負担を強いることにもなることから、今後は、請書の作成を求める必要はないと考える。	
個人情報仕様書の添付について【意見 19】	本編 P67
○本業務においては、広報プロモーション課から受託者に配布先リストを提供することがないため、個人情報仕様書が添付されていないが、受託者が個人情報を含む配布先リストを取り扱うことには変わりはなく、万一、配布先リストの漏洩等が発生した場合の影響を勘案すると、個人情報仕様書を添付する方が望ましいと考える。	
令和 3 年度点字版広報作成委託・令和 3 年度録音版広報作成委託	
個人情報の取扱いに係る作業従事者等の届出の遅延について【監査の結果 2】	本編 P68
○個人情報仕様書に基づく作業責任者等の届出及び誓約書の提出が業務着手後となっていたが、これらの書類については、業務の着手に先立ち提出を受ける必要がある。	
点字版広報及び録音版広報の発行部数について【意見 20】	本編 P69
○点字版広報の作成部数は、毎月 8 部から 10 部となっており、広報プロモーション課での検品・保管用の 1 部を除くと、実際に配布されているのは、各月 7 部から 9 部と極めて少ない状況である。 ○録音版広報についても、配布の対象となるコピーの作成部数は、各月 39 部から 42 部となっており、点字版広報と比較すると多いが、それでも少ない部数にとどまっている。 ○点字版広報及び録音版広報は、視覚障害者の方にとっては、情報を得るための重要な手段であることから、福祉事務所と連携して、更なる周知を図り、一定の発行部数を確保するよう努められたい。	

枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託

企画提案審査への参加資格について①【意見 21】	本編 P70
○枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託（以下「デザイン委託」という。）の企画提案審査において、当初募集時には参加資格を限定し過ぎていた面があり、応募者が 1 者となり、再募集することになったことが、契約期間の開始が当初の見込みよりも遅くなった一因となっている。 ○企画提案審査においては、一定の品質を確保するとともに、複数の応募者による競争性が確保できるよう、必要十分な水準の参加資格を設定する必要がある。	
企画提案審査への参加資格について②【意見 22】	本編 P71
○デザイン委託の企画提案審査には、入札参加資格のない者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出せずに参加できたことになる。 ○最優秀提案者に選定された後、契約締結までに誓約書の提出を受けており、結果的に問題は生じていないが、あらかじめ誓約書を企画提案審査参加時の提出書類として位置づけておく方が適切であったと考える。	
契約書における契約保証金の記載について【意見 23】	本編 P72
○枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 8 号を適用し、契約保証金を免除しているが、約款には同号に相当する免除事由が明記されておらず、契約書の鑑においては、あらかじめ印字されている「契約保証金 現金」のうち、「現金」を二重線で削除している。 ○このような契約書の記載では、免除の事実があることが判然としないと考えられたため、契約書の鑑において、「契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除」と明記すべきである。	
仕様書の記載について【監査の結果 3】	本編 P73
○枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託（以下「CMS 委託」という。）の個人情報仕様書において、契約書（約款）の条文番号の記載が「〇〇条」と記載されている箇所があるが、正確に契約書の条文番号を記載しておく必要がある。	
企画提案審査における仕様書の取扱いについて【意見 24】	本編 P73
○企画提案内容等を踏まえて契約時に改めて仕様書を作成するか、企画提案内容等を仕様書の一部とみなすことを契約書又は仕様書の文言に含めておくことが望ましい。	
個人情報の保護に関する規定について【意見 25】	本編 P74
○平成 30 年度からは、全庁的に個人情報仕様書を作成する形式に変更されているにもかかわらず、デザイン委託の仕様書においては、個人情報仕様書ではなく、個人情報の保護に関する覚書を交わすこととされていた。また、実際には、個人情報を取り扱わないことから、覚書は交わされていなかった。 ○仕様書の定めの変更や委託業務における個人情報の取扱いの有無について、十分に確認しておく必要がある。	

履行確認の不備について【監査の結果 4】	本編 P74
○CMS 委託の仕様書に記載された作業内容のうち、「JIS 試験」が契約期間の終期である令和 4 年 3 月 31 日までに完了せず、令和 4 年 6 月 27 日に完了したとのことであった。 ○契約に含まれる作業内容についての的確に進行管理を行い、適切な履行期間を設定するとともに、必要がある場合には、予算の繰越手続を行った上で、適切な時期に完了検査を行うよう、留意されたい。	
ホームページ活用事業の効果測定について【意見 26】	本編 P76
○CMS 委託及びデザイン委託の成果として、令和 4 年 4 月にホームページがリニューアルされたが、今後は、想定どおりの効果があがっているのか、把握・分析する必要がある。 ○今後、アクセス分析ツール（Google アナリティクス）により、性別、年齢に加え、地域、言語、興味といったホームページへの来訪者の属性や閲覧傾向を把握することも検討しているとのことであり、引き続き、有効な効果測定の手法について検討されたい。	
「ひらかた聖火イベント」業務委託	
複数回の変更契約を行う場合の原契約の記載について【意見 27】	本編 P77
○2 回目以降の変更契約書においては、過去の変更を定義しておく方が、変更箇所を明確化できると考える。	

(3) 総合政策部 D X 推進課（旧：I C T 戦略課）

共通的事項	
契約書における契約保証金の記載について【監査の結果 5】	本編 P81
○契約書の鑑において、契約保証金の免除の根拠号数（枚方市契約規則第 43 条第 1 項）を誤って記載している契約が見受けられたため、いずれの号に該当するか、慎重に判断し、適用する必要がある。	
契約金額内訳書等の入手について【監査の結果 6】	本編 P81
○D X 推進課においては、大半の契約において、約款の規定により受託者に対して提出を求めている書類のうち、契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求めている。 ○所定の約款を適用する契約については、規定に従って契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求める必要がある。	
ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託	
入札時の仕様書の記載内容の充実について【意見 28】	本編 P83
○ネットワーク運用管理業務委託の入札時の仕様書において、過去の運用状況やトラブル等の内容、件数等が開示されていない。 ○既存業者が著しく有利とならないよう、情報セキュリティ上のリスクのある事項については、秘密保持契約を締結した上で、より多くの有用な情報開示を検討されたい。	
個人情報保護と従事者名簿の提出について【意見 29】	本編 P84
○本業務においては、個人情報にアクセスした業務従事者全てから、個人情報保護に係わる誓約書を徴取できているかについて、十分な検証がなされているとはいえない状況となっているため、実際の業務従事者名簿の提出について仕様書に記載することが有用であると考え。	

契約金額の市長部局と上下水道局の按分比率について【意見 30】	本編 P84
○ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託は、それぞれ上下水道局を含め、全市一体として実施されており、契約金額を市長部局と上下水道局で按分している。 ○契約が開始された時点では、按分比率が合理的に算定されたと考えられるが、長期間を経過すれば、組織体制の変更等により、当初の按分比率を踏襲することが合理性を欠く結果となる可能性も否定できないため、按分の基準を明確にし、実績に基づく定期的な按分比率の見直しを実施する必要がある。	
番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託	
再委託に係る申請書への日付記載と承諾通知について【監査の結果 7】	本編 P86
○受託者から提出された再委託承諾申請書に日付の記載がなかったり、書面による再委託の承諾が行われていなかったりするものが見受けられたため、受託者に対し、日付を記入するよう申し入れるとともに、再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。	
データ入力業務委託	
仕様書における作業時間帯の記載について【意見 31】	本編 P87
○作業時間が市役所開庁日の 12 時 45 分から 17 時 30 分となっているが、当該業務の従事者の確保が困難となる可能性があるため、データ入力業務に支障がないのであれば、市役所の開庁時間に合わせることを検討されたい。	
光ファイバ保守委託	
巡視点検に係る仕様書及び点検報告書の記載について【監査の結果 8】	本編 P88
○発注仕様書には、「年 2 回以上巡視点検を実施し、巡視点検報告書を提出すること」と記載されているだけで、時期及び点検の方法について記載がない。また、巡視点検報告書にも具体的な点検をいつ、どこで、どのように実施したのかの記載がなく、提出日付の月日の欄も空欄となっている。 ○仕様書で点検報告書に点検場所、点検内容及び時期等を記載するよう求めるべきである。また、巡視点検報告書の提出日を記入するよう求めるべきである。	
再委託の承諾通知について【監査の結果 9】	本編 P88
○書面による再委託の承諾が行われていないが、再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。	
個人情報保護に係る誓約書の署名について【意見 32】	本編 P89
○個人情報保護に係る誓約書を閲覧したところ、署名ではなく、記名のみで押印がないもの及び日付のないものが見受けられたが、業務従事者本人に個人情報保護に係わるルールを遵守することを誓約してもらう意味合いから、必ず日付を記入し、自署して提出してもらう必要がある。	
電子計算機室空調機器保守点検委託	
随意契約の妥当性の検討について【意見 33】	本編 P90
○電算機用空調設備であるため高出力の機器と思われるが、点検業務に限れば、メーカーかその系列会社しか実施できないということは考えにくいいため、一者随意契約ではなく、競争入札により実施できないか、検討されたい。	

(4) 市民生活部市民室

郵送請求対応業務委託	
個人情報の取扱いに係る誓約書の記載について【監査の結果 10】	本編 P95
○個人情報の取扱いに係る誓約書には、会社名、所属及び氏名の記載が求められているが、契約期間の途中から従事することとなった 1 名の誓約書について、氏名の記載のみとなっていた。誓約書が適切に記載されていることを確認する必要がある。	
履行確認の証跡について【意見 34】	本編 P95
○日々の郵送請求への対応状況を記載した日報や、契約期間の満了後に受託者から提出を受けている完了届に検査職員による署名・押印が行われていなかったが、履行確認が適切に行われた証跡として検査職員による署名・押印が必要である。	
マイキーID 設定委託	
参考見積の徴取について【意見 35】	本編 P96
○本業務では複数の事業者から見積を徴取して価格を比較することができたと考えられるが、他の事業者から参考見積は徴取していない。	
○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行うのであれば、参考見積を徴取し、入札に付することが不利であることを明らかにすべきである。	
北部支所空調設備保守点検委託	
提出書類の日付について【監査の結果 11】	本編 P98
○本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていたが、適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求める必要がある。	
再委託の承諾漏れについて【監査の結果 12】	本編 P98
○本業務において、事前の承諾なしに再委託が行われていたことが発覚した。	
○履行確認において、提出を受けた報告書等に記載された会社名を確認するとともに、再委託の事実が判明した際には、速やかに再委託承諾申請書を求め、再委託の内容に問題がないか確認することが必要である。	
津田支所清掃委託	
工程表の徴取について【監査の結果 13】	本編 P99
○約款において受託者は契約締結後すみやかに工程表を提出することになっているが、工程表が提出されていなかった。約款に提出を求める規定を置いている以上、提出書類の漏れがないか、確認する必要がある。	
複数の請求書原本の存在について【監査の結果 14】	本編 P99
○本業務において、社印が押印された同じ請求書を 3 部受領しており、1 部は日付が記入されており、2 部は未記入となっていた。	
○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本 1 部のみとすべきである。	

(5) 総務部総務管理室

共通的事項	
複数の請求書原本の存在について【監査の結果 15】	本編 P103
○庁舎周辺施設等警備委託及び庁舎樹木剪定除草等管理委託において、社印が押印された同じ請求書を3部受領しており、1部は日付が記入されており、2部は未記入となっていた。 ○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本1部のみとすべきである。	
庁舎清掃業務委託	
特定個人情報の管理について【監査の結果 16】	本編 P104
○本業務の入札参加書類のうち、従事予定の者が枚方市内に居住していることの確認のため提出されたマイナンバーカードのコピーについて、個人番号がマスキングされていない状態で契約課に保管されていた。 ○入札参加書類の保管時に不必要な個人情報はマスキングすることや、本人確認に必要な情報はマスキングされた状態で入手するといった運用が必要である。	
モニタリングの実効性の確保について【監査の結果 17】	本編 P104
○仕様書に記載されたモニタリングのうち、施設巡回・業務監視等について、随時実施しているとのことであったが、その証跡が残されていなかった。 ○モニタリングの実効性を確保し、委託業務の実施状況を的確に評価し、その実施結果の証跡を残すことで、今後の委託業務の仕様の検討に役立てていく必要がある。	
業務提案実施状況に対する自己評価の未実施について【監査の結果 18】	本編 P104
○本業務については、総合評価一般競争入札によっており、仕様書において業務提案実施状況に対する評価について記載しているが、受託者による自己評価及び総務管理課による評価が行われていない。 ○総合評価一般競争入札の対象となっている重要性を鑑み、速やかに仕様書に沿った評価の実施が求められる。	
庁舎樹木剪定除草等管理委託	
契約期間の複数年度化について【意見 36】	本編 P106
○総務管理課では、本業務を令和2年度から担当しており、現在のところ、仕様が決まっていない面があるため、単年度での契約期間としているが、契約事務の効率化の観点から、市内中小事業者の受注機会の確保へ配慮しつつ、複数年での契約期間によることも検討されたい。	
提出書類の日付について【監査の結果 19】	本編 P106
○本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていたが、適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求める必要がある。	
再委託内容の確認について【意見 37】	本編 P106
○再委託先の承諾の際、再委託承諾申請書に記載の業務の内容や予定量が適切であるかどうかの確認までは行われていないため、受託者と再委託先の契約内容や支払状況を確認し、受託者が申請のとおり再委託を行っているか、丸投げになっていないか等、実際の再委託の内容を検証する必要がある。	

(6) 健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課（旧：障害福祉担当）

枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）委託	
公募時の仕様書における契約期間の記載について【意見 38】	本編 P112
○令和 3 年度の枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）委託について、令和 2 年 12 月に実施された公募において応募のあった 2 団体から 1 団体が選定され、令和 4 年度においても同一事業者と随意契約（第 2 号）を締結している。 ○令和 3 年度の審査においては、2 団体とも事業実施の適格性があるとされており、事業実施可能団体は 1 団体ではなく、比較優位で選定された事業者の優位性が長期に継続する保証はないため、再度公募の実施を検討すべき案件であったと考えられる。 ○一方で、障害者への支援業務の受託者が毎年度変更になれば、混乱を招く要因となり、そのような事態は避ける必要があるため、もともと翌年度以降公募する意思がないのであれば、募集要項に安定的な事業運営の実施を前提に複数年の契約継続を明記すべきであったと考えられる。	
随意契約の継続について【意見 39】	本編 P114
○枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）のうち、令和 3 年度に公募された相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業以外については、長期間に渡り契約先が変更されずに、毎年度、2 号随契理由で契約を継続している。 ○事業実施が可能で同事業の受託を希望する団体が存在しないのであれば、何ら問題はないが、そのような団体が存在するか否かの確認について、長期間実施されていない。 ○定期的に同事業の受託者の公募を実施し、複数年契約を前提とした契約を締結することを検討するとともに、事業受託者が適切な事業運営を行っているかについて、毎年審査会等を開催して、定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。	
決算未到来の法人の財務状態確認資料について【意見 40】	本編 P115
○令和 3 年度の枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）の公募において、決算期未到来の法人が応募しており、決算書等一式の提出が不可能であったが、所管課は、福祉事業所の指定申請の際の予算書の提出のみを求めるにとどめたとのことである。 ○事業規模に見合う運転資金の保有は必須事項であり、申請日に近い時点の財産目録又は貸借対照表等の提出を求めるべきである。	
相談記録等の把握について【意見 41】	本編 P116
○相談事業に寄せられる具体的な障害者の悩み及びその対応策は、今後の障害者福祉の施策を考えていく上で非常に有効な情報が含まれていると考えられる。 ○相談事項を閲覧するために受託者の施設への訪問回数を増やす、又は、相談記録の写しを提出させる等により、相談記録の閲覧の機会を増やすことが強く望まれる。	
障がい者福祉システム運用保守委託他	
再委託承諾申請の提出及び承諾について【監査の結果 20】	本編 P118
○障がい者福祉システムの令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託及び令和 3 年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託について、再委託の事実があるにもかかわらず、再委託承諾申請書が提出されおらず、承諾の決裁も存在していない。必ず、再委託の承諾手続を行う必要がある。	

誓約書（作業従事者用）の入手について【監査の結果 21】		本編 P118
○障がい者福祉システムの令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託において、再委託先の従業員から個人情報保護に係る誓約書（作業従事者用）が入手されていない。 ○作業従事者の自覚を促す意味から、当該委託業務に従事する全ての従業員から誓約書を入手する必要がある。		
枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業・通学支援事業）委託		
保険証書の確認について【意見 42】		本編 P120
○仕様書において、保険への加入を求める条項があるが、補償範囲や保険金額についての明記がなく、また、保険証書の写しの提出も受けていない。 ○仕様書に遵守すべき事項として記載している以上、重要事項といえるので、最低限の保険の補償範囲や保険金額を仕様書に明記するとともに、保険証書の写しも提出させるべきである。		
旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託		
作業実施報告書の記載内容の充実について【意見 43】		本編 P121
○作業実施報告書を閲覧したところ、作業前、作業中、作業後の写真が看板とともに掲載されているが、作業前及び作業中の看板の文字が不鮮明で非常に読みづらいものとなっており、作業を行った場所の記載もない。 ○作業実施報告書を鮮明に記入するとともに、どの地点で作業を実施したかを記載させるように指導されたい。		
見積書の内訳書の入手について【意見 44】		本編 P122
○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約は、高齢者雇用の促進や障害者の自立を目的とするものであるが、受託者に唯一性があるという訳ではない。よって、経済合理性の確保にも一定の配慮が必要であり、所管課における積算の実施や相見積りの徴取により、契約金額の妥当性を検証する必要がある。 ○受託者から作業工程別等の詳細な見積内訳表を入手するとともに、相見積を入手するなどして、契約金額の妥当性を検証する必要がある。		

(7) 環境部循環型社会推進室東部資源循環センター
(旧：施設管理室東部清掃工場担当)

広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託	
契約保証金の免除に係る決裁について【監査の結果 22】	本編 P125
○本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センターの定める契約書の様式により契約を締結しており、契約書においては契約保証金に係る記載がなく、回議書においても契約保証金についての言及がないまま、契約保証金が免除されている。 ○契約保証金は徴取することが原則で、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、受託者からの申請に基づき、東部資源循環センターにおいて決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。	

枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託	
契約書及び仕様書における提出書類の不備について【監査の結果 23】	本編 P127
○約款や仕様書に基づく提出書類について入手されていないものが見受けられたため、約款や仕様書で提出を求めているものについては入手するよう改め、入手する必要があるのではないのであれば、実態に合わせ仕様書を変更する必要がある。	
再委託の承諾について【監査の結果 24】	本編 P128
○受託者より提出された連絡体制図において業務代行として記載されている事業者について、契約書における契約当事者にはなっておらず、再委託の承諾の手続きも実施されていなかったため、必要な手続きを行うことが求められる。	
委託料の支払方法について【監査の結果 25】	本編 P129
○枚方市は、処分業務を担う事業者、収集運搬業務を担う事業者のそれぞれと本業務に係る契約を締結しているが、令和元年度以前の同種の契約においては、「処分料、収集運搬料を一括して処分業務を担う事業者に支払う」という覚書が存在していた。この覚書は、令和2年度以降の契約では存在しないこととなったが、契約課と東部資源循環センターの連携が十分でなかったため、東部資源循環センターでは、従来どおりの覚書が締結されているものと誤認し、処分業務を担う事業者に処分料と収集運搬料を合算した金額を支払っていた。	
○処分業務を担う事業者は、収集運搬業務を担う事業者への支払を行っており、実質的な問題はないことが確認できたが、この支払方法は、契約書と合致していない。	
○平成4年度中に灰溶融炉が休止されることに伴い、当該委託業務は、令和4年度末をもって終了する。しかし、廃掃法の規制等により、今後、同様の契約形態が発生する場合には、契約手続等に与える影響に留意されたい。	
令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3年契約）	
清掃業務の実施確認及び仕様書への明記について【監査の結果 26】	本編 P131
○本業務は仕様書において日報や報告書の提出を求めておらず、清掃の実施を確認し得る証跡が残されていない。また、清掃の立会や検査も実施していないため、確認が何も行われていない状況である。	
○日報の提出、作業への立ち会い、清掃実施後の検査などにより、仕様書で求める日常清掃及び定期清掃がなされていることを確認すべきである。	
令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託	
点検項目明確化の必要性について【意見 45】	本編 P132
○仕様書の点検方法についての記載内容を確認したところ、具体的な点検項目や点検方法の記載がなかった。また、「機器取扱説明書の記載事項」を原則とするとの記載があるが、機器取扱説明書の点検項目は膨大であり、仕様書に記載された頻度ごとに点検項目が整理されているわけではなく、頻度が異なる点検も多数記載されている。	
○「機器取扱説明書の記載事項」を原則とするといった抽象的な記載でなく、点検の頻度ごとに、具体的な点検項目と点検方法を記載するか、求める要求水準を記載するよう改めるべきである。	

工程表における点検実施日の記載について【監査の結果 27】	本編 P133
○日常点検については、仕様書上 2 週間に一度実施することとされているが、契約締結後に提出された工程表上、実施日が月に 1 回分しか記載されていない。 ○実際には実施しており、工程表上、記載していないだけとのことであったが、明確に記載しておくべきである。	
現地作業報告書における点検種別の記載について【監査の結果 28】	本編 P134
○仕様書における点検項目を明確化した上で、点検業務終了後に提出される現地作業報告書を日常点検及び定期点検で実施した項目とその結果がわかるような様式に改めるべきである。	
令和 3 年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託	
仕様書上の資格者の記載について【意見 46】	本編 P136
○東部資源循環センターでは、業務の信頼性を確保するために、業務着手時に業務従事者の名簿を入手し、従事者の資格保有状況を確認しているが、仕様書には業務従事者の資格の必要性について記載されていなかった。 ○資格者のいない事業者が当該業務を受託すること、もしくは無資格者が当該業務に従事することを避けるため、要求する資格について仕様書に明記する必要がある。	

(8) 都市整備部施設整備室

共通的事項	
再委託承諾申請書の提出漏れについて【監査の結果 29】	本編 P139
○改修工事に係る実施設計委託業務において、アスベスト調査が含まれており、受託者は専門業者に再委託しているが、再委託承諾申請書が提出されないまま再委託により業務が実施されているものが見受けられた。 ○約款における再委託に関する条項においては、仕様書において指定した軽微な部分に関するものについて再委託承諾申請手続は不要とされているが、仕様書を確認しても、当該調査業務について軽微な部分として指定する記載はなく、本来的には再委託承諾手続が必要であったと考えられる。	
履行確認手続の明確化について【意見 47】	本編 P140
○施設整備室においては、委託業務の完了に際して、完了届、仕様書における提出物の内容及び提出状況を確認した上で、完了検査を行い、履行確認を実施しているが、当該確認作業を実施した証跡が残されておらず、事後的に当該確認作業が実施されたことを疎明する資料が保存されていない状況が確認された。 ○履行確認に係る最低限実施すべき手続を明確化し、その手続を実施した証跡を残すことにより、施設整備室における全ての委託業務について、事後的に履行確認を適切に実施したことが確認できるよう、改善する必要がある。	
令和 3 年度学校トイレ改造他実施設計委託	
予算の見積り方法について【意見 48】	本編 P142
○令和 3 年度学校トイレ改造他実施設計委託（その 1～その 4）に対する予算である学校園施設改善事業経費の予算額と決算額の差額は 60,494 千円（予算比△47.4%）と大きく乖離している状況が確認された。	

○これは、予算について概算の工事費用に一律 8%（「枚方市学校整備計画」における設計委託費の工事費に対する比率）を乗じて計算していたことによるものであるが、令和 4 年度の予算については、概算工事費用に発注時に使用する設計委託料算定式を用いて算出し、精度を上げる手法で改善に向けて取り組んでいるとのことである。 ○今後とも、前年度実績を加味するなどして算定した適切な係数を使用することにより、精度の高い予算を策定する必要があると考えられる。	
受託者の業務履行能力の確認について【意見 49】	本編 P142
○再委託理由が「業務量が多い為」となっている再委託承諾申請書が受託者から提出され、施設整備室により承諾されているものが見受けられたが、「業務量が多い」との理由は、そもそも落札業者の規模では委託業務を適切に実施できない状況にあったのではないかとの疑義が生じる。 ○今後、受託者の業務履行能力を超える契約の締結を防止する手法及び審査基準の策定等について発注担当部署と契約課の間で協議し、検討する必要がある。	
再委託割合に係る承諾基準について【意見 50】	本編 P143
○再委託の業務予定量が合計で 80%となっており、業務の大部分が再委託されている状況が確認された。 ○枚方市においては、再委託を禁止する主たる業務に該当するか否かを判断する定量的な基準は設けられていないため、受託者が再委託承諾申請書を作成する際の再委託金額や理由などの記載要領及び枚方市における審査基準の策定等について検討する必要がある。	
学校空調設備保守点検業務委託	
契約保証金免除条項について【監査の結果 30】	本編 P144
○契約保証金を枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 2 号（工事履行保証契約）により免除しているが、本来同項第 1 号（履行保証保険）による免除とすべきものが見受けられた。	
定期点検報告事項の対応管理について【意見 51】	本編 P145
○定期点検報告事項に対する対応方法について、一部記録漏れがあり、網羅的かつ適切に対応されたかどうか事後的に確認ができない状況となっていたため、定期点検における報告事項を管理台帳に漏れなく記載し、事後的に確認できるようにすべきである。	
学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託（R3-1）	
受託者様式による契約条項の検証について【意見 52】	本編 P146
○本契約においては、枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用しているが、枚方市契約規則第 38 条第 1 項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていなかった。 ○契約保証金は徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第 43 条の該当号を明記しておくべきである。	

(9) 土木部みち・みどり室

共通的事項	
受託者様式による契約条項の検証について【意見 53】	本編 P149
○枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用している契約において、枚方市契約規則第 38 条第 1 項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていないものがあった。 ○契約保証金は徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第 43 条の該当号を明記しておくべきである。	
再委託の承諾通知について【監査の結果 31】	本編 P150
○みち・みどり室では再委託の申請に対する承諾を口頭により行っており、書面による承諾の通知が行われていなかったが、約款では、「指示及び協議の書面主義」についての規定が置かれており、再委託の承諾は書面により行う必要がある。	
検査結果通知書の交付漏れについて【監査の結果 32】	本編 P150
○委託業務の完了検査に係る審査結果について、書面による通知が行われていない契約が相当数見受けられたが、約款に基づき、検査結果についても、書面による通知を行う必要がある。	
委託検査調書に添付するチェックリストについて【意見 54】	本編 P150
○みち・みどり室では、委託業務に関しても、工事請負契約に準じて検査台帳や委託検査調書を作成しているが、簿冊には委託検査調書 1 枚だけが保管されており、検査台帳は添付されていなかった。また、検査台帳には検査内容を記載する欄があるが、全ての契約において何をどのように点検したのかわからない状況が見受けられた。 ○みち・みどり室が、委託業務の履行確認を適切に実施したことの説明責任を果たすためには、業務の内容は違っても共通の検査項目を設定したチェックリストを作成し、記録として残すことが求められる。	
令和 3 年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託	
菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について【意見 55】	本編 P151
○みち・みどり室では、枚方市菊花展実行委員会の委員の高齢化や菊花展への出品・表彰に重点を置いた運営について、若い世代への周知や伝承に少なからぬ影響を及ぼすかもしれないという危機感を持っている。 ○「菊」事業は観光や教育等を含めた枚方市全体として取り組むべきものであるが、今後、「枚方市公民連携プラットフォーム」における民間の知見も活用して、庁内の関係部署が情報共有・連携を行い、提案内容の実現に向けた検討や調整を円滑に進めることを検討されたい。	
枚方市保存樹林保全業務委託	
一者随意契約の手続について【意見 56】	本編 P153
○本業務の契約に際しては、当初から契約先事業者を前提にした手続を進めたものと思われるが、実施可能な事業者の調査は実施すべきであり、その結果として他に実施できる事業者はいないことを確認して、随意契約の手続をする余地はあったと思われる。	

枚方市プレーパーク運営委託	
契約書における契約保証金の記載誤りについて【監査の結果 33】	本編 P155
○本契約においては、枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 8 号を適用し、契約保証金を免除しているが、契約書の鑑には、「契約規則第 43 条第 1 項第 6 号により免除」と記載されているため、正しい免除事由を記載する必要がある。	
ひらかたプレーパーク実行委員会の履行確認について【監査の結果 34】	本編 P155
○本業務の履行確認については、ひらかたプレーパーク実行委員会の会員名簿や規約は入手しているが、これまで、収支決算報告書は入手していなかった。また、みち・みどり室において検査調書や検査台帳は作成されていなかった。さらに、書面による検査結果通知書も受託者に交付していなかった。	
○みち・みどり室においては、今回の契約事務の不備について把握しているわけではなく、令和 3 年度から導入された内部統制のリスク評価においても特段の記載はなかったが、今後、関係所管課の意思疎通を円滑にして内部統制の運用に実効性が上がるように対応する必要がある。	
枚方市プレーパーク運営事業の今後の展開について【意見 57】	本編 P156
○枚方市プレーパーク運営事業は、令和 3 年度の事務事業実績測定調書におけるアウトカム指標である「満足と回答した人数の割合」が目標の 65%に対して 100%の実績であるなど、一定の評価を受けて、更なる事業展開も考えられるところであるが、その際に重要となるのは、運営主体の体制強化と関連する他の所管課との連携である。	
○ひらかたプレーパーク実行委員会の組織体制については、同委員会が新たな人材育成を行い自立できるよう、みち・みどり室において、同委員会の組織体制の強化に向けた対話をより一層促進することが求められる。	
○他の所管課との連携については、市内に 24 か所の運営実績がある横浜市の事例などを参考にして、教育委員会学校教育部や市民活動課など子どもの教育や市民活動支援を所管する他の所管課と連携して、本委託事業の今後の展開の可能性を検討されたい。	
中部別館施設総合管理委託	
個人情報仕様書の不必要な条項について【意見 58】	本編 P158
○本業務においては、およそ個人番号（マイナンバー）を取り扱うことは想定できないが、個人情報の保護に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 10 条の規定による再委託の許諾を得ようとする場合の規定が置かれていた。	
○不必要な条項を置くことにより、受託者に対しても誤解を与えかねないため、内容をよく吟味し、本業務に即した内容に修正した上で、仕様書に添付すべきであった。	
履行確認の不備について【監査の結果 35】	本編 P158
○本業務においては、①部分払における出来高検査をした書類がない、②再委託先の点検報告書についての受託者の確認状況が明示されていない、③仕様書に記載されたモニタリング手続の具体的な内容が定められていない、④業務別従事員について特段の確認をしていない、⑤不適合箇所への対応についてフォローアップされていないといった不備が認められたため、今後の改善方法を検討し、速やかに対応する必要がある。	

枚方市公園点検・清掃業務委託		
シルバーとの単価契約について【意見 59】		本編 P160
○枚方市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）の会員への配給単価は、大阪府最低賃金価格を下回っているため、厚生労働省がインボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえた適正な価格設定を地方公共団体に要請していることなどを踏まえ、最低賃金制度を考慮に入れ、シルバーと交渉することを検討されたい。 ○本業務において点検・清掃の対象とする公園や業務の内容について、具体的な実行計画を策定して、直営とのバランスを考慮して委託すべきところ、そのような実行計画が明確でないため、みち・みどり室において、シルバーの年間計画表の内容についての妥当性を検証することができない状況にある。予算制約の中で公園の維持管理における優先順位を踏まえ、委託する公園の選定方針を決めて、委託する業務量についてシルバーと交渉することを検討されたい。		
北部地区街路樹管理委託		
街路樹維持管理計画の策定の必要性について【意見 60】		本編 P163
○街路樹の景観や市民の安全安心の観点だけでなく、中長期的な視点による維持管理費の削減の観点から、限られた予算の中で剪定等を行う路線や樹木に優先順位を付けて維持管理を行うための方針を策定し、その方針に基づき、剪定等を計画的に実施することが必要である。そのためには、街路樹維持管理計画を策定すべきであり、効率的な委託の方法も併せて検討する余地がある。		
公園等草刈作業委託（北部 A 地区）		
制限付き一般競争入札（業務希望型）の仕様の見直しについて【意見 61】		本編 P164
○本業務を含む除草、樹木剪定等の業務の入札の状況を見ると、入札業者数が相当に多く競争過多になっているが、過去の同種業務において品質に疑義がある案件も相当数あるとのことであり、競争性と品質の確保のバランスが必ずしも良好な状況とはいえない実態が見受けられる。 ○適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するため、みち・みどり室において、例えば、業務の効率性の観点から契約内容を除草と樹木剪定を一体的に行うものとする、公園等草刈作業において公園の規模に応じて実施体制（人数）や面積規模について相当の実績がある事業者を応札要件にするなど、必要に応じて本業務の仕様に一定の制限を設けるなどの方策を契約課とともに検討されたい。		
楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託		
長期継続契約によるトータルコストの削減について【意見 62】		本編 P167
○本業務を含め、長期継続契約の対象にすることが可能と考えられる委託業務を集約することにより、直接の経費のみならず事務手続に係る人件費を含むトータルコストの削減につなげ、限られた予算を有効活用するよう手法を検討されたい。		

(10) 総合教育部おいしい給食課

小学校給食炊飯業務委託	
仕様書及び委託要領における指定工場の位置づけの明記について【意見 63】	本編 P171
○大阪府学校給食会が、この契約に基づいて行うことになる業務の大部分は、大阪府学校給食会から発注を受けた指定工場が担う形となっているが、仕様書等において、「指定工場」という用語自体が記載されておらず、受託者である大阪府学校給食会が各指定工場を通じて業務を履行するという基本的な業務分担関係が、仕様書等に明記されていない状況となっている。 ○契約締結段階で、再委託の手法が用いられることが当初から予定されている契約であるといえるため、そのことを仕様書等で明記し、大阪府学校給食会が行っている業務を具体的に特定して明記する必要がある。	
指定工場における衛生責任者の把握の必要性について【意見 64】	本編 P172
○現在の実務としては、特に指定工場に配置された衛生責任者の氏名を枚方市（教育委員会）が把握することではなく、大阪府学校給食会としても年 1 回程度の巡視の点検時に、それを把握するという運用になっているようである。 ○給食が実際に炊飯される工場で、その衛生に責任を持つ立場の者の氏名や衛生教育の実施状況については、届出を受けて、枚方市が直接把握しておくことが望ましいため、今後、仕様書を変更するなどして、対応されたい。	
指定工場に対する立ち入りなどの検査に関する規程について【意見 65】	本編 P172
○本業務の仕様書及び委託要領等には、枚方市が、指定工場の内部に立ち入って検査を行うといった内容は特に記載されていないが、「給食」という食の安全に関する契約であるため、枚方市が、平常時及び問題が発生した時のいずれであっても、指定工場が行っている業務の履行体制等を確認できるような体制を構築することが望ましい。	
指定工場の選定に係る承諾について【意見 66】	本編 P172
○毎年度、用いる予定の指定工場に関する情報について、年度開始当初に、受託者である大阪府学校給食会から届出を提出させ、おいしい給食課において、それを確認しておくことが妥当である。	
枚方市中学校給食炊飯業務委託	
衛生責任者の配置に関する届出について【意見 67】	本編 P173
○本業務の仕様書では、衛生責任者の配置義務だけが明記されているが、給食の炊飯業務の根幹を担っていることを考えると、衛生責任者の氏名等について、契約締結当初に、枚方市への届出を求める仕様に改めることが望ましい。	
枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託	
サービス品質保証協定の締結について【監査の結果 36】	本編 P175
○本業務の仕様書には「サービス品質保証協定」を締結するとされているが、実際には、枚方市と受託者との間で「サービス品質保証協定」が締結されていなかった。今後は漏れなく締結することとされたい。	

個人情報保護に関する誓約書の提出について【監査の結果 37】 ○本業務は個人情報仕様書を添付して契約が締結されているが、個人情報保護に係る誓約書（保護責任者 1 名、作業従事者 12 名）が提出されていなかった。受託者から漏れなく提出を受けるようにされたい。	本編 P175
学校給食ごみ資源化処理委託	
廃棄物の処理委託契約の場合の契約書のあり方について【意見 68】 ○産業廃棄物の収集・運搬・処分関係の委託契約については、受託者側が持ち込んだ契約書（公益社団法人全国産業資源循環連合会作成の標準様式）が用いられており、違約金に係る規定など、枚方市の所定の約款と比較して差異が生じているものがあつた。 ○産業廃棄物の収集・運搬・処分の標準的な契約についても、標準の委託契約書（約款）をベースにして、それと同程度の密度のある内容を備えたものに改訂する必要がある。	本編 P176
学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託	
受託者様式の委託契約書の内容について【意見 69】 ○受託者様式の委託契約書において、①違約金に関する規定、②受注者が談合その他の不正行為があつた場合の契約解除等の規定について、特に定めが置かれていない。 ○現在の体制では、契約の締結を行う度ごとに、必ず欠かすことができない条項の漏れがないか、各所管課において判断をすることが難しい面があるため、契約課が対応方針を整理し、庁内で周知する必要があると思われる。	本編 P178
第三学校給食共同調理場警備委託	
部分払における請求書受領時の履行確認について【監査の結果 38】 ○本業務では部分払を行っており、仕様書に、毎月、警備報告を提出する旨の定めがあるが、受託者は作成しておらず、おいしい給食課は受領しないままとなっていた。 ○毎月、警備報告を受領し、業務の履行を確認した上で、支払いを行う形をとるのが、本来のあり方であるため、今後は、確実に警備報告を受領するように改められたい。	本編 P179
部分払のあり方について【意見 70】 ○本業務では、毎月、22,770 円と少額の部分払を行っているが、これにより、特段、受託者にメリットを生むとは思われない。 ○同種の事案については、各所管課の支払行為等の事務負担量を軽減する観点から改善の余地はないか、検討が必要であると思われる。	本編 P180
部分払における請求書の枚数について【監査の結果 39】 ○本業務では、受託者からの請求書が 3 枚（いずれも法人印の押印があるもの）提出されており、そのうち 2 枚はおいしい給食課で保管され、1 枚は会計課で保管されるという扱いになっていた。 ○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本 1 部のみとすべきである。	本編 P181

(11) 学校教育部学校教育室教育研修課（旧：教育研修担当）

GIGA スクールサポーター業務委託	
契約締結後における業務履行方式の変更について【監査の結果 40】	本編 P184
○本業務の業務履行方式のうち、「検証校方式」について、契約締結時に取り交わした業務委託仕様書には、全く記載がなく、事後に仕様書の変更も行われていないが、受託者が業務委託契約に基づいて提供しなければならない委託業務は何かという部分を少なくとも範囲で変更しているものであり、契約当事者間で決定した事項を、書面により明確にしておく必要があったといえる。	
随意契約（第 2 号）の要件充足について【意見 71】	本編 P186
○枚方市の GIGA スクールに用いる端末（iPad）については、学校現場だけでなく、個人・会社・公共用に広く用いられている端末であり、導入時の初期設定を行った業者でなければ、「初期化作業」及び「再キッティング作業」が絶対的に不可能であったとはいえない。 ○今後の発注方式について、委託業務の履行に不都合を生じない限り、競争入札又は公募型プロポーザル方式によることも視野に、見直されたい。	
今後の学校現場の ICT 機器の更新や保守・運用の手法の検討について【意見 72】	本編 P186
○GIGA スクール構想は、国が「旗振り役」となって、端末の導入費用について国費が充当されたものであるが、今後の更新や保守・運用については、各地方公共団体に委ねられることになる部分が多い。 ○今後、学校現場への ICT 機器の導入は不可避的な流れであり、各種の保守業務を委託するために、少なからぬ額の支出を要し続けることになる。 ○今後の更新時の契約においては、各年度における保守も含めて提案を受ける方式や賃貸借の契約相手方（初期設定の相手方）以外に保守作業を委託する方法など、中長期的視点から、より合理的な契約締結の方法を模索する必要がある。	
子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託	
著作権の帰属について【意見 73】	本編 P188
○本業務の仕様書では、「本システムに関する一切の著作権は発注者及び受注者双方にあるものとする」とされているが、作業の委託契約に関する仕様としては、抽象的に過ぎるといえる。 ○既存のパッケージソフトウェアに改変を加える部分について、枚方市と受託者の共有になるという意味の記載が本来あるべき記載であり、こうしたことを明示しておくことが望ましい。	
教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託	
個人情報保護に関する特記仕様書の締結について【意見 74】	本編 P189
○本業務では、個人情報を直接的に「取り扱う」作業を含むものではないため、個人情報仕様書は締結されていないが、受託者が端末を操作し、個人情報を含むファイルに接触する可能性があるものと考えて、個人情報仕様書を締結する対象とするべきではないかと考える。	

以 上